

# 岡山県栽培漁業推進協議会設置要領

## (目 的)

第1条 栽培漁業の長期的計画の樹立及び事業の円滑な実施と効率的な推進を図るため、岡山県栽培漁業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組 織)

第2条 協議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は関係行政機関のそれぞれ別表に掲げる職にある者、関係業界の代表者及び学識経験者で構成する。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (協議会の任務)

第4条 協議会は、次の事項について協議し、知事に意見を具申する。

- (1) 栽培漁業基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 栽培漁業事業の実施計画に関すること。
- (3) 放流効果実証事業に関すること。
- (4) その他栽培漁業事業の推進に関すること。

## (運 営)

第5条 協議会に、会長及び会長代理を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

## (事務局)

第7条 協議会の庶務は、岡山県農林水産部水産課において行う。

## (雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会委員に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成 元年3月1日から施行する

一部改正 平成13年3月1日

一部改正 平成16年3月18日

一部改正 平成24年3月13日

別表 (第2条関係)

行政関係機関委員	備前市産業部農政水産課長 瀬戸内市産業建設部産業振興課長 岡山市産業観光局農林水産部農林水産課長 玉野市産業振興部農林水産課長 倉敷市文化産業局農林水産部農林水産課長 浅口市寄島総合支所産業建設課長 笠岡市産業部農政水産課長
----------	--